

本社機能移転等に係る固定資産税の課税免除等

1 地域再生計画の地域

県の地域再生計画に基づき、指定された区域（津幡町全域）

2 対象事業

本社機能（特定業務施設※）の移転や拡充により、事務所を整備する事業

※調査・企画・情報処理・研究開発・国際事業・その他管理部門の事務所、研究所、研修所などの業務施設が対象で、生産や販売等の業務施設（生産や販売等の部門のために使用する部分は除く）

- (1) 移転型事業 東京 23 区にある本社機能を移転し整備する事業
- (2) 拡充型事業 東京 23 区以外から本社機能を移転、または津幡町内の事業者が本社機能を拡充する事業

3 対象となる資産

本社機能の整備にあたり県の認定を受けたもので、対象となる資産の取得価額の合計が 3,800 万円（中小企業においては 1,900 万円）以上のもの

- (1) 家 屋
- (2) 償却資産
- (3) 土 地 取得後 1 年以内に当該建物の建設に着手した敷地で、
直接各事業の用に供する部分

※家屋の建築が遅れた場合には、対象となる期間が 3 年以下となる場合があります。

4 課税免除等の適用期間

当該固定資産税を新たに課することになった年度以降 3 箇年度

5 課税免除等の税率

- (1) 移転型事業 課税免除（ゼロ）
- (2) 拡充型事業
初年度 100 分の 0.01
第 2 年度 100 分の 0.467
第 3 年度 100 分の 0.933

6 提出する書類

- (1) 固定資産税課税免除等申請書
- (2) 課税免除等を受けようとする固定資産の明細
- (3) 地域再生法に規定する認定事業者であることを証する書類
- (4) 事業概要を明らかにする書類（事業計画書、パンフレット）

(5) 添付書類

ア 家屋

- a 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- b 建築確認申請書及び検査済証の写し
- c 建物平面図、立面図及び事業所在地内の建物配置図
- d 建物表示登記及び登記事項証明書の写し
- e 新增設した建物の写真（内部、外部）

イ 土地

- a 売買契約書及び登記事項証明書の写し

ウ 償却資産

- a 機械及び装置、構築物の配置図
- b 新增設した機械及び装置、構築物の写真

エ 減価償却に関する書類

a 個人

- (a) 新增設に係る所得税法青色申告決算書の減価償却費計算書の写し

b 法人

- (a) 法人確定申告書及び決算書の写し
- (b) 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書（別表16）の写し
- (c) 工業用機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する附表の写し
- (d) 固定資産減価償却内訳明細書（固定資産台帳）の写し

オ その他参考となる書類（特別償却が行われなかった場合の理由書など）

7 課税免除等の該当期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日

8 申請書の提出期限 毎年1月31日

（減価償却に関する書類は、新增設に係る事業の青色申告書を提出後）

提出先・お問い合わせ 〒929-0393 石川県河北郡津幡町字加賀爪二3番地

津幡町役場 町民生活部税務課 固定資産税係

TEL : 076-288-2123 FAX : 076-288-7935

メール : zeimu@town.tsubata.lg.jp